

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年4月17日（火）午前8時57分～午前9時40分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 福祉保健部長 環境部長
 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 市民生活部長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「次期基本構想及び基本計画策定指針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 次期基本構想及び基本計画の策定作業に着手するにあたって、策定指針（案）を作成しました。

まず、「1 策定にあたって」についてです。狛江市第3次基本構想及び狛江市後期基本計画が平成31年度に終期を迎えるため、32年度を計画開始年度とする次期基本構想及び基本計画の策定を、30・31年度の2か年かけて進めてまいります。

次に、「2 策定の必要性・位置付け」についてです。基本構想の策定については、これまで、地方自治法によって市町村に義務付けられていましたが、平成23年の法改正により、策定義務の規定が削除され、策定及び議会の議決の有無については、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

市としては、まちの将来像を市民、議会及び行政が共有し、それぞれがお互いの役割を尊重しながら、より一層市民参加と市民協働のまちづくりを進めていくことが重要であると考え、狛江市総合基本計画条例を新たに制定することとします。本条例では、総合基本計画が基本構想と基本計画により形成されること、また、基本構想の策定にあたっては議会の議決が必要であることを明記します。その他関係例規については、必要に応じて改正等をしてまいります。審議会については、狛江市総合基本計画審議会条例を根拠として設置します。

条例案については、第3回定例会での上程を予定しており、これに先立ってパブリックコメント等を実施しますが、詳細なスケジュール等については改めて庁議で審議いただきたいと思います。

次に、「3 策定の基本的な考え方」及び「4 計画期間」についてです。

策定にあたっては、市民意識調査等による市民ニーズの把握、財政状況の見通し、人口構造の変化等を適切に捉えるとともに、持続可能な自治体としてあり続けるため、狛江の特性や強みについても適切に捉えた上で行ってまいります。なお、将来の人口推計については狛江市人口ビジョンを用いることとします。

計画期間については、従来通り、基本構想を10年間とし、基本計画は「前期」及び「後期」の2段階に分け、それぞれ5年間とします。

次に、「5 策定体制」についてです。市長の附属機関として、学識経験者及び識見を有する者、公募市民委員並びに副市長で構成する狛江市総合基本計画審議会を設置し、基本構想及び基本計画の策定に向けた検討を行うとともに、基本計画については、より専門的な事項について検討するため、狛江市基本計画策定市民分科会を設置し、分科会は、検討内容を審議会に報告することとします。

市内の体制について、基本構想は、今後の市の大きな方向性や考え方を示すものであることから、策定にあたっては、市長を委員長とし、副市長、教育長及び各部長で構成する狛江市総合基本計画策定市内会議を設置します。

また、基本計画は、基本構想の達成のために個別の分野ごとにより踏み込んだ内容を示すものであることから、策定にあたっては、企画財政部長を委員長とし、各部から選出する課長職で構成する狛江市総合基本計画策定企画委員会を設置します。

また、今回策定する第4次基本構想の終期にあたる平成41（2029）年度において現役として次世代の狛江市政を担うであろう、概ね現在35歳以下の職員を中心とした狛江市総合基本計画策定市内プロジェクトチームを設置し、プロジェクトチームにおいては、市内会議及び企画委員会に対する基本構想及び基本計画の素案の提出、必要な調査・検討の実施及び審議会資料の作成等を行うこととします。

市民参加については、市民意識調査及び小中学生アンケートを実施し、基本構想及び基本計画策定の基礎資料とするとともに、狛江市総合基本計画条例案、基本構想及び基本計画素案についてのパブリックコメント及び市民説明会を実施し、広く市民から意見を募集します。

また、市民が参加するワークショップを開催し、地域課題の洗い出しを行い、基本構想及び基本計画策定の基礎資料とします。なお、ワークショップの運営については、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、平成30年度から清瀬市及びりそな総合研究所株式会社と連携して実施する市民・民間企業等参加型地域課題解決協働事業での課題抽出の部分を活用しますが、東京都市長会からの正式な交付決定は4月下旬頃になる見込み

のため、詳細については改めて庁議で報告します。

最後に、「6 策定スケジュール」についてです。狛江市総合基本計画審議会の委員募集、庁内プロジェクトチームのメンバー募集は8・9月を予定しており、平成30年度内に基本構想素案を策定し、その後パブリックコメント及び市民説明会を行う予定です。また、この基本構想素案の内容をベースとしながら前期基本計画の策定に着手し、平成31年10月を目途に素案を取りまとめたいと考えており、基本構想は31年第3回定例会での上程、基本計画は32年1月の策定を目指してまいります。

基本構想及び基本計画は市の最上位計画であることから、策定作業を進める2年間は、狛江市が目指すべき姿を決定する大変重要な期間となりますので、協力をお願いします。

市長 本件について、何か意見等ありますか。

副市長 基本構想及び基本計画は、市にとっても非常に重要な位置づけとなります。プロジェクトチームについては、前回も設置しましたが、当時のメンバーは現在も多部門において活躍していただいています。そのため、人材育成の面も含め、各部署から積極的にメンバーを選出していただくよう、お願いします。

また、議会への議案説明にあたっては、通常は会派代表者会議で行うところ、前回の基本構想策定時は全員協議会で行っていますので、今回もその点について考慮をするようにしてください。

部長 清瀬市とワークショップを行うとのことですが、清瀬市も当市と同様の時期に基本構想・基本計画の改定をする予定ですか。

部長 清瀬市の改定時期等については把握していませんが、清瀬市においては、基本構想・基本計画の改定と関連して実施するものではなく、市民協働のあり方を研究するためにはじめたものであり、市民から課題を抽出し、それをどのような手法で課題が解決できるかを市民目線で検討することで、市民参加を促進することを目的としています。当市としては、本事業における課題抽出の部分、基本構想・基本計画策定の基礎資料としても活用したいと考えています。

部長 ワークショップについては、多くの市民に参加いただくためにも、現在の計画よりも回数を増やすことを検討していただきたいと思います。

教育長 小・中学生のアンケートについて、任意か強制なのか等、現時点で詳細は決定していますか。アンケートの時期や手法によっては、学校の働き方改革プランへの影響が、アンケートの内容によっては、狛江市総合的な主権者教育計画との関連が出てくると考えます。

部長 できるだけ多くの小・中学生から意見をいただきたいと考えていますが、

手法等については、教育部と調整の上、これから検討していきます。

市 長 その他意見等ないようなので、案のとおり決定します。

 続いて審議事項2「狛江市自転車ネットワーク計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 近年の自転車の利用ニーズの高まりや、市の現状に鑑みると、計画的な自転車ネットワークの構築が必要不可欠であることから、本計画を策定すべく、3回の計画策定委員会を経て、この度素案がまとまりました。

 まず、1・2ページには、ネットワーク計画の必要性、国及び都の計画に対する関連性や位置付けを掲載しています。

 3ページから15ページまでには、市の現状を掲載しています。この中でも注目すべき数値として、平成20年に実施したパーソントリップ調査のうち、代表交通手段として自転車を利用している市民の割合について、狛江市においては24.6%となっており、他自治体に比べて高い割合になっていることが分かります。なお、平成26年3月及び29年6月に実施した市民アンケートの結果においても、自転車の利用が高い割合になっています。また、12ページには事故の現状を掲載しており、この数値から、狛江市では普段から自転車を利用する市民が多いこともあり、他自治体と比較すると自転車に関与する事故割合が高くなっていることが分かります。

 18・19ページには、計画策定の目的や、計画策定に向けた目標と方針を掲載しており、目標として「狛江市内の安全で快適な自転車走行空間の実現」を掲げています。

 20ページには自転車走行空間の種類を、21ページには交差点の整備例を、22ページには自転車と歩行者の安全性を高める他自治体の事例を掲載しています。

 24ページから30ページまでには、幹線機能がある路線、電車の駅等の自転車の利用が集中する路線、公共施設と連絡し、有機的なネットワークを形成する路線、狛江らしい情景を感じられる路線、隣接自治体との接続を予定している路線、その他検討が必要な路線を選定しており、32ページにはこれらの選定路線を図示しています。

 33ページ以降には、計画期間や優先的路線等について掲載しています。

 以上の内容について、確認いただき、修正等があれば4月19日までに道路交通課へ連絡をお願いします。

 今後のスケジュールについて、計画素案に対するパブリックコメントは5月1日から31日まで、市民説明会は5月8日及び12日に実施し、最終的な計画の取りまとめは7月下旬を予定しています。

市 長 狛江市は平坦な道が多いため、自転車で移動しやすい反面、スピードが出

やすいという面もあるため、歩行者との共生という点もふまえて意見を出してもらいたいと思います。

その他特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において、継続審議とします。

次に報告事項1「平成30年狛江市議会第2回定例会関係事務日程等について」を報告してください。

部長 提出予定議案の締切を4月24日とし、5月8日の庁議において定例会提出予定議案の審議をお願いする予定です。また、行政報告等の締切が5月11日、第2回定例会の告示が5月28日です。

議案提出に係るスケジュールは資料のとおりです。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「『市民憲章の見直し』事業実施報告書（平成29年度）について」を報告してください。

部長 本事業は、平成28年度行政提案型市民協働事業として、市と実行委員会の協働事業として実施しており、制定から40年が経過した市民憲章を、市民が狛江に誇りと親しみを持てるようなものとすべく、8人の実行委員とともに見直し作業を進めています。

平成29年度は主に狛江市の将来のイメージを把握するためのアンケートを実施しました。平成30年度以降は文案の募集や素案の検討を行い、市民からの意見を十分吸い上げながら、市制施行50周年である32年度に向けて新たな市民憲章を決定したいと考えています。

市長 本件について、何か質問等ありますか。

部長 市民憲章の見直しにあたっては、多くの市民の意見から意見を吸い上げることが重要であると考えますが、その点について何か取組みは検討していますか。

部長 現在市民憲章の文案を募集しているところであり、それによって市民の意見を吸い上げたいと考えています。

部長 イベント等の機会を活用することで、より多くの意見を伺うことができると考えますので、検討をお願いします。

部長 実行委員会で検討していきたいと思います。

部長 市民憲章の見直し及び基本構想の策定にあたっては、それぞれ別のアンケートや調査等を実施するようですが、お互いに影響はありますか。

部長 市民憲章は、市民が考える市の方向性であるため、必ずしも基本構想と一致するものではありませんが、基本構想を策定する上で取り入れていくべき内容であると考えます。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「第四次LGWANへの移行及び庁内イントラネット回線の変更について」を報告してください。

部 長 現行の第三次 LGWAN から第四次 LGWAN への移行を平成 30 年度に行います。地方公共団体情報システム機構から、東京都の移行日は 8 月 4 日、狛江市の移行日は 9 月 29 日と指定がありました。この移行により、セキュリティ対策の強化とサービス提供のための基盤強化を図ります。

また、市役所と出先機関を結んでいる庁内イントラネット回線を、9 月から 10 月までの間に、J:COM の CATV から NTT 東日本のビジネスイーサワイドに変更し、回線速度の増強を図ります。回線の変更にあたり、まず出先機関の現場調査を行いますので、関係各課は協力をお願いします。

なお、これに伴い、庁内ネットワークを停止します。停止日については、8 月 4 日及び 9 月 29 日の他、事前準備や庁内イントラネット回線切替日を含めた複数日となりますので、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項 4 「平成 30 年度狛江市総合水防訓練の実施について」を報告してください。

部 長 平成 30 年度の総合水防訓練は、5 月 13 日午前 9 時から 11 時まで実施します。会場は、例年通り、多摩川緑地公園グランドです。

訓練については、主に 3 つの内容を実施する予定です。1 つ目は市及び狛江消防署等による水防活動訓練、2 つ目は狛江消防署、狛江市消防団及び川崎市消防局による水難救助訓練、3 つ目は防災関係機関等による展示、はしご車搭乗及びロープワーク等の体験コーナーです。また、平成 29 年度と同様、川崎市多摩消防署と多摩消防団にも参加していただく予定であり、赤十字奉仕団による炊き出しも実施予定です。

職員の参加については、水害時に実際に活動することとなる環境部及び都市建設部の職員を中心に、現場体験を通じた防災意識の醸成のために新規採用職員を加えた職員隊編成を考えています。

その他、運営等に係る係員の選出を予定していますので、協力をお願いします。なお、訓練参加に伴う超過勤務の対応については、各部署での対応をお願いします。

後日、各課長宛てに職員選出の依頼文を発出します。また、参加職員に対して事前説明会を行います。なお、当日の市長等の動きについては、訓練直前に別途説明を行います。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項 5 「調布都市計画道路 3・4・16 号線整備工事に伴う工事説明会について」を報告してください。

部 長 調布都市計画道路 3・4・16 号線整備事業について、平成 30 年度から本格的に着工することに伴い、市民を対象とした工事説明会を開催します。

工事説明会は、5 月 24 日及び 26 日に防災センター 401 会議室で開催します。

広報こまえ 5 月 15 日号及び市ホームページへの掲載、近隣へのポスティングにより周知を行います。また、関係者には別途通知します。

当日の説明資料について、2 ページには案内図と道路の標準断面図を、3・4 ページには事業及び工事の概要を、5 ページには電線共同溝設備機器の写真を掲載しています。また、6 ページには計画工程表を掲載しており、北側歩道、南側歩道、七差路交差点、車道全体の 4 つに区分けして施工順序を中心に説明します。

スケジュールについて、当初の計画では、平成 33 年 3 月末に工事が完了する予定でしたが、詳細設計の決定後に改めて工事スケジュールを検討した結果、当初計画より 2 年延び、35 年 3 月末の完成予定となりましたので、その点についても説明会で説明します。

市長 本件について、何か質問等ありますか。
参与 事業期間が延伸したとのことですが、事業認可の延伸の手続きの状況を教えてください。

部長 現在は、都と調整をしている段階です。

市長 説明会までに調整は終了しそうですか。

部長 事業認可の変更の手続きは説明会の後となります。

市長 説明会の段階では、事業認可の変更前であるとのことなので、事業期間等の説明に際しては、その点に留意してください。

報告を了承とします。続いて報告事項 6 「猪方小川塚古墳公園整備及び保存整備工事の工程変更について」を報告してください。

部長 当初の計画では、平成 30 年度に公園全体の整備工事を行い、30 年度下期の開園を予定していましたが、しかしながら、実施設計を進める中で、工事工程の見直しが必要となったこと、実施設計の中で進めてきた石室の石材を固める薬剤の試験が天候等の影響で不十分であったことから、薬剤の試験を中心とした実施設計を 29 年度に継続して実施しました。

この度、薬剤の試験データが揃い、保存処理の方法に目処がついたことから、改めて整備工事のスケジュールを整理しました。

猪方小川塚古墳の保存整備工事は、6 月頃から敷地境界部分の整備を行い、石室の保存のための覆屋を建築の上、石材の保存処理を行います。その後、公園全体の整備を予定しており、現時点では 31 年度下期の開園を目指していますが、石室を保存するための薬剤の含浸・定着の状況によっては、時期が多少前後する可能性があります。

市長 報告を了承とします。続いて「重要と書かれた文書の調査について」を報告してください。

部長 4 月 9 日に、重要と書かれた文書の 9・10 行目にある見聞に基づく記述

について、記述者に事情聴取を行いました。聴取者は、総務部長、職員課長、職員課主幹の3人です。

記述者に確認したところ、平成28年6月頃に聞いた内容であり、その際にメモはとっておらず、また、文書は引継ぎに際してまとめたものであることから、一字一句正しいかと言われれば違う部分もあるかもしれないが、記述内容については想像で書いたものではなく、事実と異なることを記述したものではないとのことでした。

話を聞いた際にメモをとっていないとのことであったため、念のため同日に、記述者に報告をした職員に、内容に誤りがないかの付随調査を行いました。なお、これについては、当該職員への配慮から総務部長のみで行いました。

まず、報告をした時期についての齟齬はありませんでした。自分自身が別に相談をしたいこともあり、その件とあわせて報告をしたとのことでしたが、報告をした内容については、当時事実と認識しており、間違いないことと記憶しているとのことでした。

調査結果は以上です。文書の原文の内容を把握している総務部長としての見解となりますが、事後に申出のあった件を除いて、記述の全てが事実と異なるということはありません。また、あえて事実と異なる記述をしたとは思えないと考えています。

なお、両調査結果については、調書を作成した上で被聴取者2人に確認をいただいております。情報公開請求があった際は、条例の規定により公文書として情報を開示します。

市長 ただ今の報告のとおりということであれば、特に問題はなく、処分等の対象にもならないと考えます。

一方で、相談者と思われる職員から、相談をしていない内容が文書に記述されているという相談の記録も存在しているということなので、その申出者に対しては適切に対応するようにしてください。

参与 対応とは、相談をしていたにも関わらず、相談をしたことがないという申出をしたことに対してですか。

市長 相談をした覚えがない内容が文書に含まれていると担当課に申し出ているようなので、その点について適切に対応してほしいということです。

参与 本件は、記者会見等で市の文書管理についてまで追及される事態となっています。セクハラについての相談をしていたにも関わらず、相談をしていない、セクハラをされていないという申出により、市の信用が失墜したと考えています。また、文書に誤りがあると認識され、記述者にペナルティを科す可能性まで及んでいることから、なぜそのようなことを申し出たのかとい

うところまで明らかにしていただく必要があると考えます。

市 長 その対応も含めて、お願いします。

部 長 事後に申出のあった職員から話を聞いていますが、その申出が事実であるか否かは確認できないので、聞き取り内容について調書を作成し、本人にも内容の確認をしていただいた上で署名をいただき、他の調書と同様の取り扱いをしているところです。

一方で、この申出者以外にも名前の記載がありますので、全ての内容が事実と反しているとは言えないと認識していると報告をさせていただいたところではあります。

参 与 しかしながら、記述者へ報告をした職員は、そういった相談を受けて報告したと証言しています。

部 長 その点について、あくまで一般論ですが、ハラスメントを立証・反証する画像や音声データ等の物的決定的な証拠がない限り、事実確認については関係者へのヒアリングや事情聴取等による確認行為又は被害を訴えている者がいるという証言といった状況証拠に頼らざるを得ないのが現状です。ただし、被害者がいるということは、間接証拠ではなく直接証拠と言われる事実であるため、加害者とされる者の供述があれば、加害者とされる者を処分の対象とすることは可能となりますが、加害者とされる者が否認し続ける限り、具体的な懲罰に結びつけることは困難であることから、処分の対象とすることはできないと認識しています。

事実があったかどうかというのは関係者の証言に頼らざるを得ず、相談をしたという事実についても同様ですので、担当としては本人の証言を信用するしかないと考えています。また、2次被害へつながる可能性もあることから、これ以上の追及は考えていません。

参 与 本件は、申出者がセクハラはなかったと話しているにも関わらず、文書にはセクハラがあったと記述されています。セクハラの有無とは別に、この文書の真偽に関して、市の信用が失墜しています。その点についてはどのようにお考えですか。

部 長 証拠がない限り何も申し上げられませんが、文書の記述者及び記述者へ報告をした職員の証言も、相談者の証言も信用しなければなりません。2次被害のことを考えると、これ以上の追及をする予定はありません。

参 与 それは違うと思います。相談があったにも関わらず、なかったという申出により、市の文書管理への信用が大いに失墜されている。もしかしたら、その申出は虚偽かもしれない。記者会見でも、市の文書管理の在り方自体が追及されています。私が言っているのは、セクハラの有無についてではなく、市の文書の信頼性が損なわれていることについてです。

市長 相談していないことが文書に記述されているという申出があったことは事実なので、もう少し調べてもらう必要があると思います。

部長 いずれにしても、重要と書かれた文書に記述された内容と事後の申出との齟齬や、セクハラに加害者とされる人物の否認については、証拠がない限り、事実認定ができないという点は同じです。しかしながら、そのことによって実際に行われた行為や起こった事実が否認されるものでも証明されるものでもないと考えます。

参与 それはセクハラの有無についてであり、市の文書の在り方まで否定されてしまっていることについてはどのようにお考えですか。

副市長 先ほどの調査報告で話があったとおり、記述者と記述者へ報告をした職員は事実であると述べているということなので、申出者の話との齟齬について再調査をする必要があると考えます。

市長 今回は、間接的に話を聞いて記録をとった者、相談を受けた者、相談者がいますが、この相談を受けた者と相談者との間に理解の相違があるならば、文書管理の話は別として、可能であれば調査していただきたいと考えます。ただし、2次被害に及ぶ恐れがあることから、調査方法等については総務部に任せるべきと考えます。以上でよろしいでしょうか。

その他お知らせはありますか。

部長 クールビズの実施についてです。

平成 30 年度のクールビズの実施期間は、例年どおり 5 月 1 日から 10 月 31 日までとし、期間中は、職員共済会で販売しているポロシャツの着用を認めます。

市民をはじめとした来庁者に不快感や違和感を与えることのないよう、公務にふさわしい清涼感、清潔感のある服装を心がけるようお願いします。

なお、周知は広報こまえ 5 月 1 日号で行い、ポロシャツについては、4 月下旬より平成 29 年度と同様のデザインのものを販売する予定です。

部長 クールビズについては、市議会においても同様の対応とさせていただきます。

市長 その他何かありますか。

部長 第 40 回多摩川統一清掃の実施結果についてです。

参加者数は、平成 29 年度から約 100 人増加し、2,136 人でした。

回収したゴミの量は、可燃ごみが 380kg、不燃ごみが 180kg、ビンが 20kg、缶が 30kg、ペットボトルが 30kg でした。

また、平成 29 年度に引き続き、多摩川の生きものブースを最終集合場所に設けました。本ブースでは、多摩川の生物多様性について理解を深めてもらうため、水辺の楽校の活動報告パネルや生きもの図鑑、市の取り組み事業紹

介、魚やエビ等の生きものを入れた水槽を展示しました。

また、当日は晴天にも恵まれ、大変良いイベントとなりました。

市 長 その他何かありますか。

部 長 第 91 回花とみどりの即売会についてです。

花とみどりの即売会は、市内緑化を図ることを目的に、毎年春・秋の年 2 回実施しており、花卉・植木類の展示及び販売を行っています。

第 91 回は、4 月 21 日及び 4 月 22 日の午前 9 時から午後 4 時まで実施予定です。

当日は、花卉、植木類の即売とあわせて、午前 11 時から花の無償配布、午後 1 時から苗木の無償配布を実施予定であり、21 日の花はペチュニア、苗木はブルーベリー、22 日の花はマリーゴールド、苗木はオリーブです。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4 月 24 日午前 9 時から開催します。